

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月10日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 日本トムソン株式会社

【英訳名】 NIPPON THOMPSON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 宮地 茂樹

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越 今朝明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目19番13号(高輪センタービル)

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越 今朝明

【縦覧に供する場所】 中部支社

(名古屋市中川区西日置二丁目3番5号(名鉄交通ビル))

西部支社

(大阪市西区新町三丁目11番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありません
が、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第2四半期 連結累計期間	第67期 第2四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	22,193	22,745	44,972
経常利益 (百万円)	1,827	2,009	4,792
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,180	1,218	2,966
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	1,344	168	5,685
純資産額 (百万円)	57,096	59,525	61,099
総資産額 (百万円)	89,292	90,670	93,411
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	16.20	16.76	40.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	14.65	15.14	36.80
自己資本比率 (%)	63.9	65.6	65.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,565	2,405	7,690
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,498	2,844	2,443
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	485	3,064	1,856
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	15,840	14,295	18,038

回次	第66期 第2四半期 連結会計期間	第67期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.64	6.70

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社および当社の関連会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業収益の拡大や雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方、海外経済においては、米国経済は引き続き堅調に推移したものの、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化等を背景に、世界景気の先行きは不透明感が高まる状況となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは、「I K O中期経営計画2017(CHANGE & CHALLENGE)」に掲げる連結計数目標の達成に向けて、グローバル市場で競争力と存在感のある企業を目指し、事業拡大を図るとともに、収益力強化のための諸施策を推進いたしました。

販売面につきましては、国内外でプライベートショーや展示会を多数開催し、既存顧客との取引深耕や新規市場・顧客の開拓に注力いたしました。特に海外市場においては、グローバルな販売網の拡充に取り組み、本年7月に大韓民国に販売子会社I K O THOMPSON KOREA CO., LTD.を、米国・ミネソタ州に営業所を開設し、一層の営業力強化を図りました。また、ブラジル連邦共和国に販売子会社I K O BRASIL SERVIÇOS EMPRESARIAIS LTDA.を開設し、11月より営業活動を開始しております。

生産面につきましては、生産子会社のI K O THOMPSON VIETNAM CO., LTD.において、引き続き生産品目の拡充・生産能力の増強に努めるとともに、グローバル調達を一層推進するなど、調達体制の最適化や価格競争力の強化に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場は半導体製造装置等のエレクトロニクス関連機器向けや精密機械向け等の需要は回復しましたが、輸送機器関連向け等の販売が伸び悩みました。海外市場においては、北米地域では円安による輸出採算の改善等を背景にエレクトロニクス関連機器や精密機械向けを中心に底堅く推移しましたが、欧州地域では、依然として回復力の弱い状況が続きました。アジア地域においては、中国、タイ王国、大韓民国の販売子会社や現地代理店等を通じて積極的な営業活動を展開したことにより、売上高は増加いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ2.5%増の22,745百万円となりました。収益面につきましては、増収・増産効果等により、営業利益は1,979百万円(前年同期比10.8%増)、経常利益は2,009百万円(前年同期比9.9%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,218百万円(前年同期比3.2%増)となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における針状ころ軸受および直動案内機器等(以下「軸受等」といいます。)の生産高(平均販売価格による)は21,158百万円(前年同期比17.1%増)となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は21,813百万円(前年同期比2.5%減)となりました。

セグメントについて、当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造販売を主な単一の事業として運営しているため、事業の種類別セグメントおよび事業部門は一括して記載しております。なお、部門別売上高では、軸受等は19,906百万円(前年同期比1.5%増)、諸機械部品は2,839百万円(前年同期比10.3%増)となりました。

部門別売上高

(単位 百万円)

区 分	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		比較増減	
	金額	比率	金額	比率	金額	伸び率
軸受等	19,618	88.4	19,906	87.5	288	1.5
諸機械部品	2,574	11.6	2,839	12.5	264	10.3
売上高合計	22,193	100.0	22,745	100.0	552	2.5

(2) 財政状態の分析

資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,740百万円減少し90,670百万円となりました。これは主に、有価証券3,099百万円、たな卸資産936百万円、有形固定資産1,385百万円等の増加と、現金及び預金6,287百万円、投資有価証券1,372百万円等の減少によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,166百万円減少し31,144百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金626百万円等の増加と、長期借入金2,226百万円等の減少によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,574百万円減少し59,525百万円となりました。これは主に、利益剰余金189百万円、自己株式395百万円等の増加と、その他有価証券評価差額金1,016百万円、為替換算調整勘定342百万円等の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,742百万円減少し14,295百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,160百万円減少し2,405百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益2,006百万円、減価償却費1,089百万円、売上債権の減少額542百万円、仕入債務の増加額549百万円等による収入項目と、たな卸資産の増加額852百万円、法人税等の支払額846百万円等の支出項目との差額によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,345百万円増加し2,844百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ2,578百万円増加し3,064百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出2,224百万円、配当金の支払額440百万円、自己株式の取得による支出425百万円等の支出項目によるものであります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成25年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで(以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます)、引き続き継続することを決議し、平成27年6月26日開催の当社第66回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成27年5月11日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(参考URL: <http://www.ikont.co.jp/>)

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、本定時株主総会における本プランの承認時から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記 1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は452百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年11月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	73,501,425	73,501,425	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	73,501,425	73,501,425		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月26日
新株予約権の数(個)	310 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日～平成57年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 584 (注) 3 資本組入額 292 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。
- ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 2 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- 3 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり583円)と新株予約権行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人(有期労働契約の場合を除く。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年9月30日		73,501		9,533		12,887

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	4,486	6.10
ジェービー モルガン チェー ス バンク 385093 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	4,353	5.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	4,329	5.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,261	5.79
日本トムソン取引先持株会	東京都港区高輪2-19-19	4,030	5.48
株式会社不二越	富山県富山市不二越本町1-1-1	2,008	2.73
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,921	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,612	2.19
みずほ信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ銀行口 再信 託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟	1,305	1.77
日本トムソン従業員持株会	東京都港区高輪2-19-13	1,235	1.68
計		29,541	40.19

(注) 1 日本生命保険相互会社およびその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から、平成17年8月15日付で関東財務局長に提出された大量保有(変更)報告書により、平成17年7月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ニッセイアセットマネジメント株式会社	39	0.05

2 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から、平成27年3月6日付で関東財務局長に提出された大量保有(変更)報告書により、平成27年2月27日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	3,840	5.22

- 3 平成27年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、ポラー・キャピタル・エル・エル・ピーが平成27年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ポラー・キャピタル・エル・エル・ピー	4,997	6.80

- 4 平成27年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが平成27年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	5,354	7.28

- 5 平成27年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社が平成27年9月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	3,794	4.91
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1,818	2.28
野村アセットマネジメント株式会社	760	1.03

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 801,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,437,000	72,437	
単元未満株式	普通株式 263,425		
発行済株式総数	73,501,425		
総株主の議決権		72,437	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

2 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本トムソン株式会社	東京都港区高輪2 - 19 - 19	801,000		801,000	1.08
計		801,000		801,000	1.08

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は、上記自己保有株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,871	12,583
受取手形及び売掛金	10,839	10,548
有価証券	-	3,099
商品及び製品	13,111	13,400
仕掛品	9,327	9,895
原材料及び貯蔵品	5,413	5,491
その他	4,503	3,723
貸倒引当金	13	25
流動資産合計	62,052	58,717
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	8,850	9,150
その他(純額)	9,447	10,533
有形固定資産合計	18,297	19,683
無形固定資産	1,320	1,677
投資その他の資産		
投資有価証券	9,995	8,623
その他	1,803	2,027
貸倒引当金	58	58
投資その他の資産合計	11,740	10,592
固定資産合計	31,358	31,953
資産合計	93,411	90,670
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,368	7,994
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	4,999
1年内返済予定の長期借入金	3,732	2,991
未払法人税等	930	789
役員賞与引当金	80	42
その他	3,786	4,886
流動負債合計	15,898	21,704
固定負債		
社債	5,000	5,000
新株予約権付社債	5,000	-
長期借入金	4,915	3,429
退職給付に係る負債	333	211
その他	1,164	799
固定負債合計	16,412	9,440
負債合計	32,311	31,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,532	9,533
資本剰余金	12,886	12,887
利益剰余金	33,966	34,155
自己株式	260	656
株主資本合計	56,125	55,919
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,634	2,617
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	1,189	846
退職給付に係る調整累計額	113	89
その他の包括利益累計額合計	4,937	3,553
新株予約権	-	18
非支配株主持分	37	34
純資産合計	61,099	59,525
負債純資産合計	93,411	90,670

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	22,193	22,745
売上原価	15,338	15,089
売上総利益	6,855	7,655
販売費及び一般管理費	1 5,068	1 5,675
営業利益	1,786	1,979
営業外収益		
受取利息	15	10
受取配当金	64	89
為替差益	-	20
その他	98	59
営業外収益合計	178	180
営業外費用		
支払利息	66	63
売上割引	54	53
その他	15	33
営業外費用合計	136	150
経常利益	1,827	2,009
特別利益		
固定資産売却益	48	-
投資有価証券売却益	12	-
特別利益合計	61	-
特別損失		
固定資産売却損	-	2
特別損失合計	-	2
税金等調整前四半期純利益	1,889	2,006
法人税等	695	787
四半期純利益	1,193	1,219
非支配株主に帰属する四半期純利益	13	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,180	1,218

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	1,193	1,219
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	718	1,016
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	537	347
退職給付に係る調整額	30	23
その他の包括利益合計	150	1,387
四半期包括利益	1,344	168
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,329	164
非支配株主に係る四半期包括利益	14	3

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,889	2,006
減価償却費	1,277	1,089
引当金の増減額(は減少)	31	25
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	150	118
受取利息及び受取配当金	80	99
支払利息	66	63
為替差損益(は益)	58	5
固定資産除却損	10	14
投資有価証券売却損益(は益)	12	-
売上債権の増減額(は増加)	1,458	542
たな卸資産の増減額(は増加)	1,742	852
仕入債務の増減額(は減少)	1,155	549
未払費用の増減額(は減少)	221	4
その他	331	43
小計	4,240	3,215
利息及び配当金の受取額	80	99
利息の支払額	34	63
法人税等の支払額	720	846
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,565	2,405
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	571	1,532
無形固定資産の取得による支出	233	384
その他	693	927
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,498	2,844
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	600	-
長期借入れによる収入	2,000	-
長期借入金の返済による支出	1,551	2,224
自己株式の取得による支出	2	425
非支配株主からの払込みによる収入	9	-
配当金の支払額	367	440
その他	25	25
財務活動によるキャッシュ・フロー	485	3,064
現金及び現金同等物に係る換算差額	31	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,549	3,501
現金及び現金同等物の期首残高	14,290	18,038
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	240
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 15,840	1 14,295

【注記事項】

(連結の範囲または持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった在外連結子会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っていましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、第1四半期連結会計期間より、IKO INTERNATIONAL, INC.、NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.、IKO THOMPSON VIETNAM CO.,LTD.については決算日を3月31日に変更し、艾克欧東晟商貿(上海)有限公司については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。

なお、これらの決算期変更に伴い、当第2四半期連結累計期間は、当該在外連結子会社の平成27年1月1日から平成27年3月31日までの3ヵ月分の損益については、利益剰余金の増減とし、現金及び現金同等物の増減については、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額」として表示しております。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組替えを行っております。

当第2四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社では定率法を採用し、在外連結子会社では定額法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より当社の減価償却方法を定額法に変更いたしました。

当社グループでは、当連結会計年度を初年度とする3ヵ年中期経営計画がスタートし、ベトナムでの追加的な製造設備投資を中心としたグローバル生産の推進を計画しております。

今後さらに海外における生産および販売が拡大し、グローバルな事業展開が加速する中で、日本とベトナムにおいてバランスのとれた生産体制を構築し、需要の変動を相互に補完することにより、当社の有形固定資産は耐用年数にわたり安定的に使用することが見込まれます。また、現在準備を進めている基幹システムの刷新も販売予測の精度向上・製販連携の緊密化を通じて、国内の生産設備の安定的な稼働に寄与することが見込まれます。これらを契機として、当社グループの有形固定資産の減価償却方法について見直しを実施いたしました。

この結果、当社の生産設備は今後、より安定的に稼働することが見込まれ、第1四半期連結会計期間より連結グループの会計方針を統一し、当社においても定額法を採用することが有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は249百万円減少し、営業利益が105百万円、経常利益および税金等調整前四半期純利益がそれぞれ106百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間
(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

税金費用の計算

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間
(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度208百万円、493千株、当第2四半期連結会計期間179百万円、424千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度200百万円、当第2四半期連結会計期間167百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
従業員給与	1,869百万円	2,185百万円
福利厚生費	365 "	403 "
退職給付費用	53 "	53 "
賃借料	331 "	354 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	15,673百万円	12,583百万円
預入期間が3ヵ月超の定期預金	633 "	886 "
取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	800 "	2,599 "
現金及び現金同等物	15,840百万円	14,295百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	367	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	367	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月10日

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	440	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	472	6.50	平成27年9月30日	平成27年12月9日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円20銭	16円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,180	1,218
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,180	1,218
普通株式の期中平均株式数(株)	72,832,661	72,704,318
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	14円65銭	15円14銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	7,751,937	7,765,859
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成27年11月9日開催の取締役会において、第67期の中間配当を行うことを決議しました。

中間配当金額総額	472百万円
1株当たりの中間配当金	6円50銭
支払請求権の効力発生日 および支払開始日	平成27年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月6日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 和 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菱 本 恵 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本トムソン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。